



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

川崎市エコ運搬制度

エコ運搬にご協力ください！



エコ運搬制度とは、荷主や荷受人※が主体となって
製品や貨物の出荷、原材料の購入、廃棄物の運搬などの際
運送事業者や取引先事業者に対し
環境に配慮した運搬＝「エコ運搬」の実施を
書面等で要請する制度です。

※この制度では、「荷主」は貨物等を搬出する事業者、「荷受人」は貨物等を搬入する事業者をいいます。そのため、倉庫業者なども入庫の際は「荷受人」、出庫の際は「荷主」とします。（荷主＝貨物等の所有者とは限りません。）

環境に配慮した運搬 = 「エコ運搬」とは？

エコ運搬とは、運搬の際に次の3項目を実施することをいいます。

エコ運搬とは

- エコドライブの実施及びエコドライブを行う旨の表示
- 自動車NOx・PM法の車種規制不適合車の不使用
- 低公害・低燃費車の積極的な使用



ECO エコドライブの実施及びエコドライブを行う旨の表示

エコドライブとは、やさしい発進を心がけたり、無駄なアイドリングを止める等、「環境に配慮した自動車の使用」をすることです。

また、「エコドライブを行う旨の表示」は、使用する車両へのエコドライブステッカーの貼付などにより実施します。ステッカーは、各自治体のものや協会・団体のもの、自社で作成したものなど、種類は問いません。



ECO 自動車NOx・PM法の車種規制不適合車の不使用

自動車NOx・PM法に定める排出ガス基準に適合しない自動車(「不適合車」)は、環境への負荷が高いため、川崎市内への流入の抑制が必要です。

基準に適合している自動車(「適合車」)は、車検証の「備考」欄により確認できるほか、各種ステッカーにより判別することができます。

参考 適合車ステッカー

環境省・国土交通省ステッカー



東京都ステッカー



大阪府ステッカー



ECO 低公害・低燃費車の積極的な使用

川崎市内発着の運搬に、所有している車両の中から、より低公害・低燃費な自動車を選択して使用することにより、市内を走行する自動車からの環境への負荷を一層減らすことができます。

低公害・低燃費車は、八都県市指定低公害車ステッカーなどにより判別することができます。

参考 八都県市指定低公害車ステッカー

平成21年基準



平成17年基準



荷主・荷受人となる事業者の取組むべきこと


川崎市内の荷主又は荷受人は、次のとおり要請するよう努めなければなりません。

また、貨物等の運搬に伴う環境負荷が特に大きいと考えられる「指定荷主」又は「指定荷受人」（次ページ参照）は、要請が義務付けられています。

ECO 荷主となる事業者の取組

荷主は、貨物等を自己の事業所等から、以下の者に運搬させようとするときは、その者に対し、エコ運搬の実施を書面等にて要請してください。

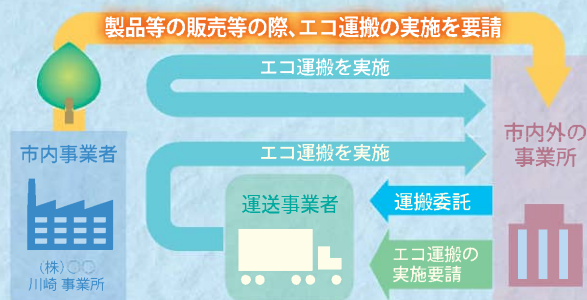
- 荷主が委託した貨物運送事業者等
- その貨物等の荷受人

下の図の  で示した要請を実施してください。

例1：販売した製品の出荷など、貨物等を自己の事業所等から、自らが委託した貨物運送事業者等に運搬させる場合




例2：製品等の販売などの際、その貨物等を荷受人（または荷受人が委託した運送事業者）に運搬させる場合



ECO 荷受人となる事業者の取組

荷受人は、貨物等を自己の事業所等に、以下の者に運搬させようとするときは、その者に対し、エコ運搬の実施を書面等にて要請してください。

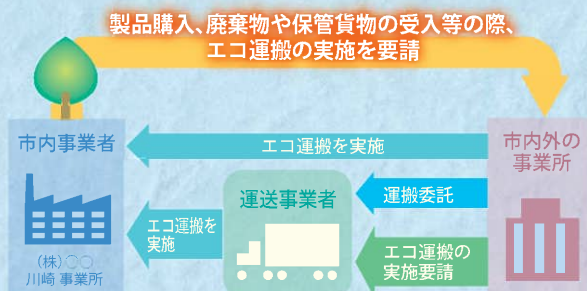
- 荷受人が委託した貨物運送事業者等
- その貨物等の荷主

下の図の  で示した要請を実施してください。

例1：製品の購入、保管する貨物の受入などの際、その貨物等を自己の事業所等に、自らが委託した貨物運送事業者等に運搬させる場合



例2：製品の購入、廃棄物の受入、保管する貨物の受入などの際、その貨物等を自己の事業所等に、その貨物等の荷主（または荷主が委託した運送事業者）に運搬させる場合



指定荷主・指定荷受人

貨物等の運搬に伴う環境負荷が特に大きいと考えられる荷主又は荷受人で、次に該当する事業者を「指定荷主」又は「指定荷受人」として決めました。

指定荷主・指定荷受人

- 敷地面積が10,000平方メートル以上の事業所(製造業を行う事業所に限る。)を市内に設置する事業者
- 倉庫業法の登録を受けた倉庫業者のうち、次のいずれかの事業所を市内に設置する事業者
 - ・ 所管する倉庫の有効面積の合計が30,000平方メートル以上である事業所
 - ・ 所管する倉庫の有効容積の合計が30,000立方メートル以上である事業所
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する一般廃棄物処分業者、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物処分業者のうち、1日当たり300トン以上又は300立方メートル以上の廃棄物の処分を行うことができる施設(処分の方法ごとの処理工程において、複数の施設を一体的に用いることにより当該処分を行う場合にあっては、それらの施設から構成される施設一式)を市内に設置する事業者

指定荷主・指定荷受人の義務

指定荷主又は指定荷受人に該当する事業者は、次のことが義務付けられました。

(1) エコ運搬の実施に関する要請

運搬にかかわる事業者(委託する運送事業者又は取引先事業者)に対し、エコ運搬の実施を書面等にて要請しなければなりません(前ページ参照)。

(2) 要請書面の保存

上記(1)で要請したエコ運搬の実施に関する要請書面等の写しを、要請した日から起算して3年間保存しなければなりません。

(3) 要請の実施状況の報告

上記(1)の要請の実施状況について、年に1回、所定の様式を用いて市に報告しなければなりません。

エコ運搬制度は、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例第99条～第99条の3に規定されています。

詳しくはエコ運搬制度のホームページを御覧ください。

<https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000085528.html>

問い合わせ先

川崎市 環境局環境対策部地域環境共創課

電話 044-200-2531 FAX 044-200-3921

Mail 30kyoso@city.kawasaki.jp